

群馬育英学園役員報酬等の支給に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人群馬育英学園（以下「この法人」という。）の寄附行為第44条の定めに基づき、役員報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、理事長、副理事長、常務理事をいい、次号に該当する職員理事を除く。
- (3) 職員理事とは、設置する学校の長、学園長を含め、学園の職員として給与を支給している理事をいう。
- (4) 非常勤理事とは、前2号以外の理事をいう。
- (5) 役員報酬等とは、報酬、賞与、退職慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員報酬等には、職員給与規程および職員退職金並びに死亡弔慰金支給規程に基づくものを含まない。
- (6) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、次の通り報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤理事および、「群馬育英学園特別職任用に関する規程」による特別職にある理事に対しては、理事一人当たり年間15百万円を上限とし、別に定める特別職報酬等審議会に理事への報酬額を諮問し、審議会の答申を受け理事長が決定する。
- (2) 職員理事に対しては、役員としての報酬等は支給しない。
- (3) 非常勤理事および監事に対しては、別に定める報酬等を支給する。支給は理事会等への出席など、この法人運営の業務に当たった都度、現金にて本人に支給する。

(退任慰労金)

第4条 役員に対する退任慰労金（同様主旨の報酬を含む）は、群馬育英学園職員退職金並びに死亡弔慰金支給規程に定める職員として支給される他は支給しない。

(費用)

第5条 役員が、職務執行のため外部への出張に際し旅費等を支給する。

- (1) 常勤理事、職員理事に対しては、別に定める群馬育英学園職員旅費支給規定に基づいて支給する。
- (2) 非常勤理事、監事に対しては、別表に定める日当を支給し、不足する場合には実費を支給する。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第 63 条の 2 第 4 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会に意見を聴いたうえで、理事会の議決による行う。

附則

- 1 本基準は令和 2 年 4 月 1 日 (令和 2 年 3 月 23 日理事会決定) から施行する。
- 2 群馬育英学園役員報酬規程 (平成 10 年 5 月 1 日施行) は廃止する。
- 3 特別功労金支給に関する規程 (平成 9 年 6 月 13 日施行) は廃止する。

別表

(1) 非常勤理事、監事の報酬 (所得税控除後)

理事会等会議への出席	日額 10,000 円
上記のほか、法人業務のための勤務	日額 10,000 円

(2) 県外在住の非常勤理事、監事の報酬 (所得税控除後)

理事会等会議への出席	日額 20,000 円
上記のほか、法人業務のための勤務	日額 20,000 円

(3) 非常勤理事、監事の出張に伴う日当 (所得税控除後)

日額 15,000 円